

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市しろね大風と歴史の館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 42 号

新潟市しろね大風と歴史の館条例の一部を改正する条例

新潟市しろね大風と歴史の館条例（平成 16 年新潟市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

区分	観覧料の額（1 人 1 回につき）（円）	
	個人	団体（20 人以上）
一般	520	390
小・中・高校生	260	190

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

区分	施設等使用料の額（1 時間につき）（円）
特別展示室	650
会議室	390

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の新潟市しろね大風と歴史の館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条

例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

- 3 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の新潟市しろね大風と歴史の館の利用に係る観覧料及び施設等使用料について適用し、施行日前の新潟市しろね大風と歴史の館の利用に係る観覧料及び施設等使用料については、なお従前の例による。